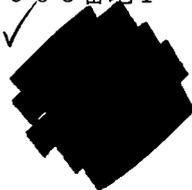


令和3年9月29日

茨城県知事 殿



主たる事務所の所在地 茨城県古河市下大野字土蔵2905番地1
 医療法人 ^{シヤマヒコ} 総和山根皮膚科クリニック ✓
 理事長 山 根 康 弘
 電 話 0280(91)3912



決 算 届

令和 2年 8月 1日から令和 3年 7月31日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

[別紙]

様式1

事業報告書
(自 令和2年8月1日 至 令和3年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 総和山根皮膚科クリニック
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 茨城県古河市下大野字土蔵2905番地1
- (3) 設立認可年月日 平成14年 8月 7日
- (4) 設立登記年月日 平成14年 8月22日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	総和山根皮膚科 クリニック	茨城県古河市下大野字土蔵 2905番地1	無床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
該当なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和2年9月18日 令和1年度事業報告及び決算書類等の承認を求める件
令和3年7月25日 令和3年度事業計画及び収支予算の決定
- (5) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設
該当なし
- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし
- (7) その他
該当なし

様式 2

法人名 医療法人 総和山根皮膚科クリニック
 所在地 茨城県古河市下大野字土蔵2905番地1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和3年7月31日現在)

1. 資 産 額 310,097 千円
 2. 負 債 額 10,492 千円
 3. 純 資 産 額 299,605 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	189,410
B 固 定 資 産	120,687
C 資 産 合 計 (A+B)	310,097
D 負 債 合 計	10,492
E 純 資 産 (C-D)	299,605

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 総和山根皮膚科クリニック
 所在地 茨城県古河市下大野字土蔵2905番地1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和3年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	189,410	I 流動負債	7,615
II 固定資産	120,687	II 固定負債	2,877
1 有形固定資産	8,516	負債合計	10,492
2 無形固定資産		純資産の部	
3 その他の資産	112,171	科 目	金 額
		I 出 資 金	9,000
		II 積 立 金	290,605
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	299,605
資産合計	310,097	負債・純資産合計	310,097

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 総和山根皮膚科クリニック
 所在地 茨城県古河市下大野字土蔵2905番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和2年8月1日 至 令和3年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	146,260
2 事業費用	133,580
本来業務事業利益	12,680
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	12,680
II 事業外収益	6,300
III 事業外費用	6,664
経常利益	12,316
IV 特別利益	11
V 特別損失	
税引前当期純利益	12,327
法人税等	2,153
当期純利益	10,174

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 総和山根皮膚科クリニック
所在地 茨城県古河市下大野字土蔵2905番地1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人 総和山根皮膚科クリニック
理事長 山根 康 弘 殿

私は、医療法人 総和山根皮膚科クリニック の令和2会計年度(令和2年8月1日から令和3年7月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和3年9月12日

医療法人 総和山根皮膚科クリニック

印